令和３年１０月１８日

小中学校保護者の皆さまへ

犬山市教育委員会

「愛知県厳重警戒措置」の解除に伴う対応について

愛知県は、１０月１７日をもって「愛知県厳重警戒措置」を解除することを決定しました。

このことを受け、犬山市教育委員会として、下記のように対応します。解除後も、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続していくために、皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

１　地域の感染レベルと対応

本県全体の地域の感染レベルは引き下げられるが、感染の再拡大を防止するため、これまでの感染防止対策を継続しながら、教育活動を進める。

２　対応の要点

（１） 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を、徐々に再開する。

（２）部活動について、児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、感染状況に応じて、徐々に再開する。

３　その他

　　具体的な対応については、改めて各小中学校のホームページ等でお知らせする。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |